

# 剣道における鍔ぜり合い規則の一考察

小森富士登

## Consideration of tubazeriai rule in Kendo

Fujito KOMORI

キーワード：剣道，鍔ぜり合い規則

Key Word : Kendo, Tubazeriai rule

### I 【はじめに】

第二次世界大戦敗戦後、連合軍の占領下におかれた日本では剣道は抑圧されていた。占領下当時は、名前を変更（撓競技）して行われていたが、昭和27年(1952)に全日本剣道連盟が結成されるとともに甦った。現在日本では、剣道は人間形成の有効な手段として教育界にその根をおろし知育・体育さらに道德教育の一環して考えられ、教育組織における体育教育のプログラム（武道）として構成されいるとともに老若男女を問わず、庶民の間に拡がり数百万人に及ぶ幅広い年齢層の愛好家が竹刀を持ち、ともに剣道の修行に励んでいる。また、世界各地で剣道を愛好する外国人も増加し、昭和45年(1970)には国際剣道連盟が結成され、第1回世界剣道選手権大会が日本武道館において開催され、平成11年(2003)7月にはイギリスのグラスゴーにおいて第12回世界剣道選手権大会が開催され、41カ国・地域からの選手が集まり、今年には第13回世界剣道選手権大会が台湾で開催されるまでに発展していることは喜ばしいことである。しかし、一方では今日の剣道は剣道本来の姿ではないとか剣道の教育的価値を指導上活かしていないなどの批判も聞かれる。その結果として、文化的価値の喪失<sup>2)</sup>・武道精神の希薄化<sup>2) 6)</sup>・スポーツ化による試合偏重主義傾向<sup>3)</sup>などの問題が山積みされているのである。このような議論の中には、「剣道の試合がつまらない」「剣道は本当に人間形成に役立つのか?」「今日の国際化時代を生きていく若人たちの教育に剣道は有効に機能しているのか?」と言ったものもあり、学校教育での剣道指導者の責務は大きいと思われる。

このような批判の中、特に試合偏重主義傾向など懸念して全日本剣道連盟は今までに諸問題に則した剣道試合・審判規則の改正をしてきている。その中で鍔ぜり合いにおける規則は、現代剣道が歴史的に抱えている問題でもある。そこで、剣道試合の鍔ぜり合いの実態と剣道試合・審判規則（鍔ぜり合い規則）について検討するもので

ある。

## Ⅱ【鏝ぜり合い規則の変遷】

昭和27年(1952)に全日本剣道連盟が結成され、第二次世界大戦後最初に作られた規則では、鏝ぜり合いが長くなると「分かれ」審判員が命じていた。その後、昭和54年の剣道試合・審判規則の大改正により「分かれ」が廃止された。改正理由として、従来は試合者が近間が迫ったときに徒に鏝ぜり合いとなり、「分かれ」を期待して鏝ぜり合いが休憩時間のようになり緊張感がそがれたり、時間かせぎする弊風があったのが問題視されたのである。また、この改正によってこれを矯正するとともに審判員(主審)が「分かれ」「始め」の指示に追われることから解放され試合がスムーズに行われることを目的にしたのである。改正後、20秒間を目安に打突の意志のない鏝ぜり合いは注意を与え、注意2回で反則1回とし、「分かれ」をかけないという改正により、鏝ぜり合いで打突の意志を見せないでいると注意を取られるので積極的に鏝ぜり合いからの技を出す傾向が出てきたのは確かなことである。しかし、試合者のどちらが鏝ぜり合いの落ち度があるかが明瞭でなく、また有効打突以外での勝敗が決定することが目立ってきたことにより、平成7年7月1日に施行された試合審判規則「審判方法」第29条4号では「主審は鏝ぜり合いが膠着した場合には、試合者をその場で分け、直ちに試合を継続させる。」と改正された。

## Ⅲ【規則と審判員】

### 1. 規則

全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」第1条本規則の目的には、「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする」とある。このことは、剣道の理念を踏まえ、剣道の試合を通して、日本伝統の運動文化である剣道を正しく継承し、人間形成を醸成するという教育的な期待感を意図して制定されたものと思われる。

### 2. 目的

審判の目的として、剣道試合・審判規則を正しく運用し、試合による全ての事実を正確に判断し、勝敗を決定することが重要である。

### 3. 審判員の任務

審判員の任務として、剣道試合・審判細則第21条に

- 1) 当該試合を運営する。
- 2) 宣告および表示を明確に行う。

- 3) 審判員相互の意思統一をはかる。
- 4) 審判員相互の旗の表示を確認する。
- 5) 試合終了後、必要に応じて審判主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

としている。審判員は試合の主体は試合者であり、試合者のために存在することを認識し、審判者の任務・使命・資格などを自覚し、さらには試合を円滑に運営し、試合の活性化を図ることに努めなければならない。また、有効打突の判定は試合・審判経験に基づいた決断によるものであり、事実と間違いのない偏見や独善のない妥当性及び客観性を持った誤りのない判定が要求される。従って、審判員には判定には絶対的な権限が与えられているのであり、適正公平な判定によって、信頼感が築かれていく。これらのことをふまえて、審判を行う者は自らが日頃剣道の稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、試合・審判規則の正しい運用と適正公平に判定するための審判技術の向上に努めることが必要である。

#### IV 【鍔ぜり合い規則の目的と現状】

この全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」の鍔ぜり合いについて、全日本剣道連盟試合・審判委員長の奥島<sup>5)</sup>はつばぜり合いは、審判の中でも非常に判断が難しい部分でもあります。試合審判規則によって試合中の不当なつばぜり合いには反則が与えられます。では、「不当なつばぜり合いとはどのような形なのか」と問われれば、それを形として明確に決めることはしていません。まず正しいつばぜり合いとは、何かを考えていただきたい。正しいつばぜり合いとは、自分の鍔と相手の鍔が接している状態を指します。それを踏まえた上で、極端な話をすれば「鍔と鍔が接している状態」以外は、すべて不当な形といえます。しかし、試合の中では当然のことながら、選手同士の動きや駆け引きがあるわけです。加えて試合者どうしの体格的な違いもあれば、両者の腕前の違いもある。このような状況の中で「この形になったら、即、反則」と動きを固定化することは、技術発展の妨げになり、剣道の幅を狭めることにもつながっていきます。では、何をもって反則と判断するのか。それを理解するために、まずつばぜり合いの問題から離れて剣道本来の醍醐味に目を向けていただきたい。剣道の中でもっとも重要とされ、修行するにあって値打ちのある部分は何かと考えれば、それは互いの竹刀で中心を攻め合い、いかに自分が打てる機会を作るかにあることは言うまでもありません。もちろん、つばぜり合いの状態も剣道の技術において重要視される部分ではありますが、試合時間のほとんどをつばぜり合いの時間に費やすようでは剣道本来の良さ、魅力が損なわれてしまう。そこで必要とされてくるのが、すみやか

なつばぜり合いの解消です。つばぜり合いを解消するための方法は基本的には二つしかありません。一つはつばぜり合いの状態から技をだすこと。そしてお互いに油断無く分かれることの二つです。選手自身がその二つのどちらかの対処法を取ることができない時、はじめて審判員の出番となります。主審が「分かれ」をかけるべき所は、規則にあるとおりで膠着した状態です。では、膠着というのはどのような状況を示すかといえば、正しいつばぜり合いからの解消法として挙げた、技を放つか、分かれようとする努力が選手に見受けられることが絶対条件となります。つばぜり合いを解消しようと努力はしているが、勝ち負けを決めようとする試合の中では、どうしても上手くできない場合もある。そこを審判員が察知し「分かれ」をかけるのが理想的でしょう。この「分かれ」は、より正しい、よりよい間合いで打突の機会を作れるようにという配慮からです。遠くの間合いから自分の打てる間合いまで攻め込む機会を作ることが値打ちのある部分として、決まった試合時間の中でこの値打ちのある部分をより多く作ろうという意図で設けられましたと述べている。

しかし、現在の剣道の試合において、剣道本来の姿ではないとか試合が面白くないという批判も頻繁に聞かれる。その原因について、馬場<sup>1)</sup>は「学生剣道では、試合時間4分間のうち3分近くが鏢ぜり合いに費やされている。鏢ぜり合いの頻度の高さが試合をつまらなくしている。実際、大会が8コートで同時に開始されると、5秒経った頃には全コートで鏢ぜり合いが行われているということがままあるのが現状です。それだけ簡単に。鏢ぜり合いになるのは、その状態が選手にとって一番安心していられる状態だからでしょう。試合が始まると、まず安心感を得られる鏢ぜり合いで相手と接触し、そこで気分を整え、分かれてからようやく試合を始める。というのが今は一つの流れになっている」と述べている。さらに、田村は「中学・高校のレベルの試合では、立ち上がった瞬間によける動作をしながら（一足一刀の間合いから技が放たれることなく）鏢ぜり合いになる場面がよく見られる。試合時間の半分以上が鏢ぜり合いに費やされるといったことも珍しくないだろう。一足一刀の間合いではとにかくよけに徹し、隙は鏢ぜり合いで探す。こうなると決まり技は、ひき技だけになる恐れさえ出てくる。（始め）ですぐに鏢ぜり合いになり、分かれたと思ったらまた鏢ぜり合いになる。これでは、見ている人も面白くないでしょう。鏢ぜり合いからの技ももちろん有効打ですが、そればかりだと、出頭の技とか応じ技といった剣道の妙味が全然見られないわけです」と述べている。

また、藤原<sup>2)</sup>は高校と大学の試合の審判について「審判をしてもっとも大変だと思うのは高校と大学の試合です。これらの場合はひき技で勝負が決まるケースが半分以上あると思います。原因としては、左拳を上げた避け方が多いために一足一刀の間合

いからの有効打がうまれにくいということがあるでしょう。だから今は、多くの学校が鍔ぜり合いからの練習を取り入れています。稽古時間の半分程度を費やしている学校もあるようです。さらに、鍔ぜり合いからの技に対する応用の技研究する時間も必要でしょう。高校と大学の審判が難しい理由として考えられるのは、勝負に拘泥するあまり、鍔ぜり合いから自分が技を出しやすい状態を作るため、また相手に技を出させないための攻防が行われる。その結果、本来の鍔ぜり合いからかけ離れた不当な状態が数多く生じるようになってきており、その見極めに苦勞している状況があります」と述べている。

以上のように、剣道の試合での鍔ぜり合いに関する諸問題（形、状態、心理、時間の空費など）が数多く蓄積されている。

そこで、いち早くつばぜり合いに関する新しい規則を設置したのは警察剣道試合及び審判規則である。平成11年度に、つばぜり合いを10秒間とし10秒以上経過したら反則としたのである。田村<sup>7)</sup>は「警察剣道大会では厳しく反則を取ることによって、一足一刀の間合いなる時間が増え、前に出る技が有効打になるケースも増えた。10秒ルールは一定の成果を生んだ。」さらに、平成16年度につばぜり合いでの禁止行為事項に「すみやかに解消しないとき」を加え、この規則によって、一足一刀の間合いで攻め合いをする時間が、10秒ルールの頃以上に長くなったと述べている。しかし、すみやか（約5秒）に解消しなければ反則となるので、試合者は「安易に分かれる」場合も見かけられるところは指導の改善が必要であろう。

学校剣道においては、各試合前に監督者会議や審判会議で統一事項を設けて大会が開催されてはいるが、実際には審判と監督・選手との間での統一の見解がなされていない現状である。例えば、1つのつばぜり合いの反則に対して「両方の試合者に反則を与えるべきだ。いや、片方だとか。さらには、反則を与えるのではなく分かれをかけるべきだ」など審判員によって見極めが様々である。また、試合者両者が反則1回を持っていて勝敗が決定するような状態では、つばぜり合い反則や時間の空費より反則は与えられていない現状である。一度目の反則と二度目の反則の質が違ってしまうような規則では、全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」第1条本規則の目的の「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする」に反するものである。警告の意味で試合の早い段階で反則を与え、二回目の反則はなかなか取らないようにして「分かれ」を多用する。これは、あくまでも試合の勝敗は有効打で決するのが望ましいという審判員や指導者などの要求であり、規則とはかけ離れたものであるといっても過言ではない。試合の勝敗は、あくまでも規則に則ったもので公平な判断でなければならない。

## V 【審判員と禁止行為の考察】

### 1. 審判員の留意点

審判員として審判講習資料によると

- 1) 試合内容を正しく判定する。
- 2) 有効打突を正しく見極める能力を養う。
  - ①有効打突の条件と諸要素の理解
  - ②技の違いと錬度に応じた打突の見極め
- 3) 禁止行為の厳正な判断と正しい処置をする。
  - ①行為の原因と結果の正しい見極め
  - ②禁止行為に対する的確な処置

などの上記の事項に留意して、剣道試合・審判規則の理解のもと適正な試合運営に努め、試合の活性化を図るとしている。

### 2. 禁止行為

禁止行為事項については、

- 1) 第15条 薬物を使用すること。
- 2) 第16条 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。
- 3) 第17条 試合者が次の各号の行為をすること。
  - ①定められた以外の用具（不正用具）を使用する。
  - ②相手に足を掛けまたは払う。
  - ③相手を不当に場外に出す。
  - ④試合中に場外に出る。
  - ⑤自己の竹刀を落とす。
  - ⑥不当な中止要請をする。
  - ⑦その他、この規則に反する行為をする。

と定められている。なお、下記の細則が定められている。

細則第14条 規則第15条の禁止薬物は、別に定める。

細則第15条 規則第17条 4号の場外は、次のとおりとする。

- ①片足が、完全に境界線外に出た場合。
- ②倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。
- ③境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。

細則第16条 規則第17条 7号の禁止行為は、次の各号などをいう。

- ①相手に手をかけまたは抱えこむ。

- ②相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
- ③相手の竹刀を抱える。
- ④相手の肩に故意に竹刀をかける。
- ⑤倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
- ⑥故意に時間の空費をする。
- ⑦不当なつば（鏢）競り合いおよび打突をする。

さらに、「⑦不当なつば（鏢）競り合いおよび打突をする」については、「剣道試合・審判細則の改正と運用上の要点」で、「不当なつば（鏢）競り合いは、つばとつばを接しない状態である」とされている。

つばぜり合いは、つばとつばを接して競り合う緊迫した間合いであり、攻防や技の打突行動などの動き中から発生した特殊な相対関係である。したがって、つばぜり合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか積極的に解消するように努めなければならない。

つばぜり合いが長く続くときは、審判員は次の観点から判断している。

- ①正しい鏢ぜり合いをしているか。
- ②打突の意志があるか。
- ③解消の意志があるか。

また、次の態様を念頭に置き、安易に両者反則にはしないように努めなければならない。

- ①一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏢ぜり合いであり、時間的な経過や姿勢などを踏まえ、さらに総合的客観的に考察し合議によって行う。
- ②終始、拳が相手の刃部にかかっている場合は、明らかに不当なつばぜり合いである。
- ③瞬間的な体の崩しや技の関連からの瞬間的な行為は問題としないが、何回も行ったり、長く続けば異常と判断する。
- ④暴力的・意図的な異常行為は禁止行為に該当する。
- ⑤故意的な時間の空費に対しては、状況判断を逡巡しない。
- ⑥不当な鏢ぜり合いや膠着は、試合の運営にかかわる主審の専決権限事項であり、副審は「止め」を宣告することができない。

このような複雑な様態を判断することは難しく、次のような問題もあり、

- ①膠着の状態であれば、主審が「分かれ」をかけることができが、主審が膠着の状態を安易に考えると、試合者が審判員の「分かれ」を利用する場合がある。また、膠着の状態の見極めが難しい。

②警告の意味で試合の早い段階で反則を与えると、一回目と同じようなつばぜり合い状態でも審判員は有効打突以外での勝敗が決定するので二回目の反則はなかなか取らない。また、試合者の実力が伯仲している場合は、反則による勝敗が決定することが多い。

③打突の意志・解消の意志という心理的な部分まで審判員に判断させる。

④時間の空費の状態の見極めが難しい。

審判員によって見極めが様々であるのが現状であり、規則を簡素化する必要性があると思われる。

## VI 【むすび】

全日本剣道連盟は今までに諸問題に則した剣道試合・審判規則の改正をしてきている。そこで、剣道試合の鏝ぜり合いの実態と剣道試合・審判規則（鏝ぜり合い規則）について考察した結果、次のような課題があることが解った。

- 1) 審判員に試合者の心理的な部分（つばぜり合いからの打突の意志・解消の意志）まで判断させることは、審判員の見極め方に差があり公平な規則ではない。
- 2) 警告の意味で試合の早い段階で反則を与えると、双方の試合者の実力が伯仲している場合は、反則による勝敗が決定することが多く、試合の勝敗は有効打で決するのが望ましいという指導と矛盾する結果になる。
- 3) 膠着と分かれの判断が難しい。
- 4) 鏝ぜり合いにおける時間の空費は何回おこなえば反則になるのか？あるいは、時間なのかの基準がなく、審判員によって見極め方に差が生じ公平な規則ではない。
- 5) 鏝ぜり合いにおける規則は、現代剣道が歴史的に抱えている問題でもあり、新たな対応（時間的）が必要である。

### 引用・参考文献

- 1) 馬場欽司：「剣道の試合を駄目にしないための提言」剣道日本，No,353 :pp33. 2005.
- 2) 馬場武則：「剣道礼法と作法」体育とスポーツ出版社，pp12~pp28, 1990.
- 3) 月刊武道：317号(4月号). pp.118-121.1993年
- 4) 藤原崇郎：「審判員，指導者が一致した方向性を求めて」剣道日本，No,353 :pp24, 2005.



- 5) 奥島快男：「正しいつばぜり合いと膠着解消への努力」剣道日本，No,353 :pp30. 2005.
- 6) 田中鎮雄：「文部省の学校武道指導指針の史的展開過程(1)」武道学研究，第13巻3号1981年
- 7) 田村 徹：「試合内容が大きく変わる警察大会の新ルール」剣道日本，No,353 :pp42. 2005.